

平成20年8月19日

新JICA環境社会配慮ガイドライン有識者委員会委員
特定非営利活動法人メコン・ウォッチ事務局長
福田 健治 様
(CC: 委員各位、事務局御中)

外務省国際協力局政策課
首席事務官 北村 俊博

「無償資金協力の業務フローに関する質問」に対する回答

7月7日付で貴委員からいただいた標記質問に対する当省の回答は以下のとおりです。

質問1について

「協力準備調査」の主要な目的の1つとして、個別案件の発掘・形成及び妥当性・有効性の確認があり、個別案件の設計・積算もその中に含まれる。

現行の無償資金協力においては、基本設計調査を行ったにもかかわらず支援を行わなかった例は少ない。他方、基本設計調査の実施により案件の実施が決定される訳ではなく、この点は現行JICAガイドライン策定時と現在とで変更はない。

新JICA発足後も、協力準備調査における設計・積算が案件の実施決定を意味するものではないという点については変更はない。案件の実施の是非は、協力準備調査を実施したJICAが、実施機関としての案件検討の結果を日本政府に報告し、そのうえで日本政府が総合的に判断することとなる。

質問2について

新JICA発足後も引き続き外務省が実施する無償資金協力のうち、これまでJICAによる事前の調査や実施促進業務が行われてきたもの(テロ対策等治安無償等)については、新JICA発足後も同様の調査及び業務が行われるところ、環境社会配慮に関しても新ガイドラインを準用した手続が想定される。

他方、新JICA発足後も引き続き外務省が実施する無償資金協力のうち、これまでJICAによる事前の調査や実施促進業務が行われてこなかったもの(草の根・人間の安全保障無償資金協力やノン・プロジェクト無償等)については、新JICA発足後、環境社会配慮に関しても変更は予定されていない。

以上